

教育委員会定例会(3月)会議録

日 時 令和2年3月30日(火) 15時45分～17時10分

場 所 市役所13階1303会議室

出席委員	大津 秀明 (教育長)	永田 見生 (委員)
	喜多村 浩司 (委員)	江頭 理江 (委員)
	緒方 麻美 (委員)	中野 浩美 (委員)
事務局	井上 謙介 (教育部長)	宮原 義治 (市民文化部長)
	竹村 政高 (文化芸術担当部長)	
	名嶋 治 (教育部次長)	西村 信二 (市民文化部長次長)
	四ヶ所 清隆 (教職員課長)	中村 美喜 (教職員課主幹)
	平田 敬一 (学校教育課長)	
	権藤 昭雄 (学校教育課学校規模対策指導主幹)	
	田中 勝昌 (学校教育課指導主幹)	小野 雅啓 (学校保健課長)
	江田 昭彦 (人権・同和教育課長)	豊福 浩二 (生涯学習推進課長)
	吉山 修一 (体育スポーツ課長)	矢野 功治 (体育スポーツ課主幹)

議 案

- 第 7号議案 久留米市社会教育指導員設置規則を廃止する規則
- 第 8号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 9号議案 久留米市スポーツ推進計画について
- 第10号議案 学校評議員の委嘱について
- 第11号議案 久留米市教育振興プラン (久留米市教育振興基本計画)
- 第12号議案 久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則を廃止する規則
- 第13号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 第14号議案 令和2年度久留米市立学校教職員の人事異動の臨時代理について 非公開
- 第15号議案 令和2年度久留米市立高等学校教職員の人事異動の臨時代理について 非公開
- 第16号議案 令和2年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理について 非公開

議案の審議に先立ち、第14号議案、第15号議案、及び第16号議案は非公開で審議することが承認された。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、報告事項は書面で行うことが承認された。

議案

第7号議案 久留米市社会教育指導員設置規則を廃止する規則

教育長 ただいまから、「久留米市教育委員会3月定例会」を開会いたします。

「第7号議案 久留米市社会教育指導員設置規則を廃止する規則」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第3号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、早速採決に入ります。

「第7号議案 久留米市社会教育指導員設置規則を廃止する規則」について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員) (挙手)

教育長 賛成全員でありますので、第7号議案を原案のとおり承認いたします。

次に、「第8号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

第8号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第8号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、早速採決に入ります。
 「第8号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」、
賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員) (挙手)

教育長 賛成全員でありますので、第8号議案を原案のとおり承認いた
たします。
次に、「第9号議案 久留米市スポーツ推進計画について」、
事務局から説明をお願いします。

第9号議案 久留米市スポーツ推進計画について

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第9号議案について説明がりましたが、
ご質問やご意見はありますか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、早速採決に入ります。
 「第9号議案 久留米市スポーツ推進計画について」、賛成の
方は挙手をお願いします。

(全委員) (挙手)

教育長 賛成全員でありますので、第9号議案を原案のとおり承認いた
たします。
次に、「第10号議案 学校評議員の委嘱について」、事務局
から説明をお願いします。

第10号議案 学校評議員の委嘱について

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第10号議案について説明がりましたが、
ご質問やご意見はありますか。

(全委員) (なし)

教育長

ご質問等が無いようですので、早速採決に入ります。

「第10号議案 学校評議員の委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長

賛成全員でありますので、第10号議案を原案のとおり承認いたします。

次に、「第11号議案 久留米市教育振興プラン（久留米市教育振興基本計画）」について、事務局から説明をお願いします。

第11号議案 久留米市教育振興プラン（久留米市教育振興基本計画）

事務局

《議案説明》

教育長

ただいま事務局より第11号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員

いろいろな意見はあると思いますが、人権問題に関してだけ詳しく説明されることについて理解ができません。人権問題に関するというアピールとしか思えません。他の事業に対してどういう意見があったのか、教えてください。

事務局

パブリックコメントの意見の中で特に多かった2点について説明しました。それ以外の事業については、本市の考え方について、資料の中で示しております。

教育長

他にご質問やご意見はありませんか。

(全委員)

(なし)

教育長

ご質問等が無いようですので、採決に入ります。

「第11号議案 久留米市教育振興プラン（久留米市教育振興基本計画）」について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員)

(挙手)

教育長

賛成全員でありますので、第11号議案を原案のとおり承認いたします。

次に、「12号議案 久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー」について、事務局から説明をお願いします。

ーバイザー設置規則を廃止する規則」について、事務局から説明をお願いします。

12号議案 久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則を廃止する規則

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第12号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、早速採決に入ります。
「12号議案 久留米市スクールカウンセラー・スーパーバイザー及び久留米市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー設置規則を廃止する規則」について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員) (挙手)

教育長 賛成全員でありますので、第12号議案を原案のとおり承認いたします。
次に、「第13号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。

第13号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

事務局 《議案説明》

教育長 ただいま事務局より第13号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

A委員 本議案につきましては、唐突かつ性急すぎると思います。課がなくなるということは、人権を大事にしないというメッセージと受け取られかねない。そうではないということで、教育に関する大綱、教育振興プランについても、しっかりと意見を踏まえていきたいということであれば、課を廃止するということは、逆行することではないですか。人権を大事にしないと受け取られかねないと考えます。勇気を持って再考すべきではないかというのが、私の意見です。

今回の人権・同和教育課の廃止は、後退するものと受け止められて、国や県、我々企業の取組にも逆行すると思います。人権に関する話は、重要な案件であると認識しておりますので、じっくりと意見を聞き、その意見を集約した中で再度議論すべき話ではないかと思えます。そういう意味では、唐突かつ性急すぎる。なぜ教育委員の意見をじっくり聞かずにオープンにしたのか。そういうことに関して、私は教育委員の責務を果たしていないと感じています。

教育ICT推進課の新設につきましては、大いに評価をしています。それは、機が熟したからであり、市民の皆さんが納得するようにやっていくべきであって、教育委員会事務局としてもそうすべきであると思えます。

以上のことから、この議案については再考を望みます。

B 委員

今日、議案として提出されておりますが、既に、新聞報道等含めて、先に発表されておまして、本日審議するというところに違和感があるのは否めません。この間、いろいろな方々が私の所にも来られました。今回、学校教育課に統合ということですが、実際、学校の教員が抱えている案件はいっぱいありまして、一本化されることで実際にどういうことが行われていくのかということが私にもよく分からないところがあります。

4月以降の学校教育については、新型コロナのことがあります。この混乱期に新たな仕事を増やすことではないかもしれませんが、まだよく分かりません。この混乱期にあえてやっていくことではないのではないかと思います。

ICTに関しては、総合教育会議でもしっかり議論してきていますので、理解ができます。新型コロナウイルスの関係では今後オンライン教育が必要になることもありますので、理解しやすいのですが、もう一つの案件に関しましては、少し時期尚早と思えます。この混乱期というタイミングでは、いかがかと思っております。統合に関して反対という意見も多々伺っておりますし、横の連携が取れるようになると言われる方もいます。その辺の精査も私自身できていませんので、できれば、教育ICT推進課は別として、再考していただけないかと思えます。

C 委員

実際に、組織が変わったときの職員の人員体制はどうなりますか。人権・同和教育の仕事が学校教育課に移ったときに業務過多になるのではないかと思います。事務分掌がどうのようになって、実際にどのようなボリュームになるのかを伺いたいと思えます。

- 事務局 学校教育課の要員につきましては、教育ICT推進課の新設で減る部分と、人権・同和教育課が統合されることによって増える部分があります。人権・同和教育課の業務につきましては、予算も含めて学校教育課へ引き継ぐようになっておりますので、現行通りになりますし、要員につきましても基本的に同じです。課長につきましては、その役職名は変わりますが、課長級として継続して配置します。
- C委員 そうなると、学校教育課に課長級の方がもう一人増えて、人権・同和教育に関する現在の業務を行うということでしょうか。
- 事務局 人権・同和教育主幹という職を新設し、管理職としての様々な仕事につきましては、継続して行います。事業をするとか、対外的な協議につきまして、責任ある立場のものがいるという意味では、体制は変わらないということです。
- C委員 国や県との連携につきましても、主幹が行うということでしょうか。
- 事務局 これまでも県などとの協議につきましては、教育委員会全体で行ってきたところです。その中で、人権・同和教育課長が行っていたことにつきましては、主幹を初め、全体として行っていますので、そういう意味では、これまでと変わりません。
- B委員 人権のまちづくりを進めてこられたことはよく分かります。学校教育を基盤にしながら人権教育、また、同和問題を扱いたいというのはよくわかりましたし、今回の振興プランにも非常に出ていると思います。そして、こういう形での統合というのは非常に不安感を抱きます。効率的な運営ということは行政においてありますし、これまで地域が行ってこられた事業に関しても継続的に行われるであろうということは、組織の人数は変わらないということなどから、本当にそうだろうとは思いますが、具体的な状況が見えにくいというのが、教育振興プランに対してあります。この組織で行っていかねばならない理由があるとすれば、必ず期限を定めて、1年後には見直しをするとか、あるいは、明確なエビデンスで、よかった点、悪かった点を挙げて、再度、問い直していただきたい。私はこのタイミングでの組織改正は難しいと思っております。

教育長

先ほどから、人権・同和教育課の統合に関しては性急すぎるのではないかという意見や、教育ICT推進課について理解できるのは機が熟したからという意見など、様々な意見が出ておりますが、そこを踏まえて、答弁をお願いします。

事務局

今回の組織改正は全庁的な動きの中で始まったものです。そういう中で、教育ICTについては、待ったなしの状況でした。国のGIGAスクール構想がここまで急に進められるとは思ってなかったのですが、子どもたちの将来の学びにとって重要であるというところから、それに対応するためには教育ICT推進課が必要であるという認識の上で、全庁的な意見も伺いながら、新設をさせていただきたいと考えております。

また、学校教育課と人権・同和教育課の統合ですけれども、これまで、両課の役割分担の中で、人権・同和行政を進めてきましたが、今回、留意しなければならないのが、新学習指導要領の実施です。また、ICT教育環境の整備によって、これから授業のあり方も変わると認識しながら、それぞれの業務で、学校の授業づくりに取り組んでいるところです。そのような中、さらに、人権・同和教育を学校の授業に位置付けていくには、さらなる両課の連携が必要ではないかと強く感じたところです。学校教育課全体で人権・同和教育を進めていくことを教育委員会も再度認識させていただきながら、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、人権・同和行政がどのように浸透していくのか、本当に成果が上がったのか、そういったところを市民の皆様、各団体の皆様からの意見をしっかりと受け止めさせていただいて、今後活かしていくような検討も行っていきたいと考えております。

A委員

教育ICT推進課は機が熟したから、市民も、それはしないといけないという認識だと思います。人権・同和教育課は、プランにも明記されて大事にしているのに、なぜ今という気がします。これは教育委員会で決定することになるので、大変重要な案件と認識しています。やはり、じっくりと意見を聞いた上で、改めてという形でやらないと、私は教育委員の責務を果たせないというように考えますし、市民にとっても、子どもたちにとっても何が一番大事なのかを検討しながら、我々が責任を持って進めていくべきものと考えておりますので、唐突かつ性急な感じは否めないと思います。再考すべきと考えております。

D委員

この問題は、今回初めて出た問題ではなく、前回にも出されていきました。「議案13-資料7」に人権・同和教育課と学校教育課が分かれ、学校教育課の事務分掌の中にも、同じように「学校人権・同和教育に関すること」というのが入っていて、別に人権・同和教育課がある。人権というのは、同和問題だけではなく、外国人問題など、いろいろな問題があります。これらの問題に対する教育を小学校からずっとしていけないといけないということで、学校教育課に統合することで一貫してやっていけばいい。今までやってきたことから、人権・同和教育は後退してはいけません。発展して行って、問題が出てくれば解消していく。どこに人権・同和教育課があろうと、根本は一緒です。だから、学校教育課の中でやっていくのが正しいのではないかと思います。

C委員

組織が改正されたとして、いろいろな市民の方々からのご意見を聞いていくという考えがありましたが、具体的にどういうことを想定されているのか。実現するしないは別として、ヒアリングをするのかとか、具体的な考えがあれば教えていただきたいです。

事務局

先ほど説明させていただきましたように、授業の中いかに人権・同和教育を位置付けていくのか。そういう意味で、学校現場の方々にヒアリングをしていきたいと考えています。その中で、保護者や地域の方々、各種団体の方々と授業づくり等の意見をいただけるような場をつくっていただければと思います。どうあるべきかについては、皆様方にご意見をいただきながら、協議をして進めさせていただければと思っています。

B委員

皆さんが言われていることの根底にあるのは一緒で、人権・同和教育をしっかりやっていきたいというのは変わらないと思うんです。久留米市の人権に関わってこられた方は皆さん同じ気持ちで、それを進めていくのにどういう形が一番良いのかというところでの結果だと思います。先ほどから部長が言われていることも分かるんですけども、具体的にそれがどのように行われていくのかというのは、現在では案ですので、分かりにくいところがあります。それでもやらないといけないというのであれば、1年後に組織改正について検証、見直しをするというのを約束していただいけませんか。組織を戻すということではできないかもしれませんが、きちんと見直しをするということをお約束してもらえませんか。

- 事務局
教育委員会の中で、見直しの方向性が必要なのかも含めて、ご意見をいただいて進めていきたいと思います。事務局から一方的にという話ではなく、今後の教育委員会の中で、しっかりとご意見を聞きながら、見直していく方向で検討しなさいということであれば、それはしっかりと受け止めて検討させていただきたいと思っております。
- A委員
そういう気持ちがあるのであれば、検討して改正した方がいいのではないですか。議論が足りないから唐突かつ性急だと言っているわけで、確かに前回話はありませんでしたが、説明を受けただけだと思っています。私の意見は、議論をした上で決定すべきものではないか、それが教育委員としての責務だと思います。
- E委員
現行の予算と職員の規模が、組織が改正された場合と比較して同じなのかどうか。ICTを進めなくてはいけないから教育ICT推進課を新設して、代わりに統廃合を行うという受け止め方で、予算や人を削られると思われる方が出てくるのではないかと思います。人的要員や予算の割合などはどうなっているんですか。
- 事務局
これまで、学校教育課もプロジェクトで学校ICTに携わってきました。そのプロジェクトに携わっていた職員が教育ICT推進課に携わるようになります。人権・同和教育課ではこれまで行っていた事業を学校教育課で実施していきますので、現在の要員と予算を確保しています。また、教育職の職員が学校の指導に当たるわけですが、学校教育課にもいますので、学校教育課で一体的に行うほうが効果的であると考えております。一緒になることで連携等の面で効果的なのではないかと考えています。
- B委員
説明を聞いていても、こうなるだろう、こういうのを期待しているという回答です。実際にやってみての結果検証が必要だと思います。この議案について、本日採決まで行われるのであれば、1年後に見直しを行うという条件を付けていただけないかと思っています。
- A委員
それをしっかり議論した上で、議案の審議をすべきではないかというのが私の意見です。

- 事務局 今回、学校教育に人権・同和教育を浸透させていくための提案です。しっかりした検証も必要であろうと思います。また、そういう検証結果は、教育委員会の場でしっかりと話をさせていただきたいと思います。
- C委員 私自身、久留米市の人権施策委員をさせていただきまして、委員会に出席していたんですが、この組織改正のことは話がないままに委員会が終了した理由を教えてください。
- 教育長 市長部局の話ですので、この教育委員会の場で回答することは難しいと思います。
- A委員 大事な事案ということは共通した認識だと思います。この会議の中でもいろいろな意見がある中で、私はやるべきではないと。再考して、いろいろ話をさせていただいた上で行う方が、今後の市政運営に関しても、教育の部分についても必要だと思います。教育委員会としては、勇気を持って再考するべきだと思います。皆さん様々な疑問や意見があると思います。
- 教育長 他に質問はありませんか。
- （全委員） （なし）
- 教育長 ご質問等が無いようですので、採決に入ります。
「第13号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、賛成の方は挙手をお願いします。
- （委員） （3名挙手）
- 教育長 賛成多数でありますので、第13号議案を原案のとおり承認いたします。
次に移ります。

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和2年第1回久留米市議会一般質問回答要旨について
- (3) 令和元年度久留米市学力・生活実態調査（小学校）の結果について
- (4) のぞえの丘病院への院内学級の設置について
- (5) スポーツ大会成績優秀者個人・団体の報告について（令和元年度分）
- (6) 「第4次久留米市子どもの読書活動推進計画（案）」に対する意見募集の結果について
- (7) 有馬記念館企画展「山水の風景」について

今後のスケジュール

- 4月定例会： 4月23日（木） 9時30分からの第1回総合教育会議終了後
市庁舎3階308会議室
- 5月定例会： 調整中

非公開議案

第14号議案 令和2年度久留米市立学校教職員の人事異動の臨時代理について

非公開

（非公開で審議後、第14号議案は原案のとおり承認された。）

第15号議案 令和2年度久留米市立高等学校教職員の人事異動の臨時代理について

非公開

（非公開で審議後、第15号議案は原案のとおり承認された。）

第16号議案 令和2年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理について

非公開

（非公開で審議後、第16号議案は原案のとおり承認された。）

教育長

これで全ての審議が終了しました。
以上をもちまして、久留米市教育委員会3月定例会を終了いたします。